

かすみがうら市消費生活センター

くらしのほっと通信

個人×事業者

のトラブルは、どんな
ことでも
消費生活センターへ！

ほっとクン

かすみがうら市消費生活センターでは市内在住の方を対象に、商品やサービスの契約・解約のトラブル、商品の危険・安全性、多重債務など、消費生活に関する相談を受け付けています。

また、市民の皆様からの情報提供もお願いしています。

1月は「若者向け悪質商法被害防止共同キャンペーン」

マルチ商法 / マルチまがい商法

(会員になって商品の販売をすれば紹介料がもらえる。友達を紹介すれば儲かる等)

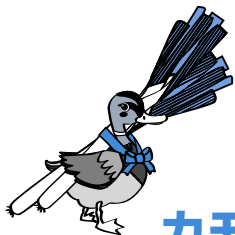
架空請求 / 不当請求

(支払わないと法的手続きに入ります。根拠のない請求をされる等)

アポイントメントセールス

(目的を告げず呼び出して高額な契約を結ばせる等)

こんなことがあったら
狙われているかも・・・!?



「みんな、していることだから。大丈夫!」「あなただけ特別!」
「チャンスは今だけ!」「至急連絡!」などの言葉には要注意。
「絶対もうかる」「格安」等・・・うまい話を安易に信用しない。



カモにならないためにこれだけは覚えておこう!!

おかしいな? 悪質商法のカモ? と思ったら、「消費生活センター」へ!

*暮らしに役立つ情報冊子「2018年版くらしの豆知識」を消費生活に活用していただくよう
各施設に配置しました。ご自由にお持ちください。

消費者ほっとライン188のご案内

「センターに連絡したいが、今日は休みだ」、そのような時は**188**へ、
開所しているセンターにつながります。それ以外は下記にご連絡ください。

かすみがうら市消費生活相談のご案内

消費生活センター

所在地

- 本所 かすみがうら市役所霞ヶ浦庁舎内 (大和田 562)
- 出張相談所 勤労青少年ホーム内 (稲吉 2-6-25)

相談日

- 本所相談日 月・火・木・金
- 出張相談日 水・木・金 (不在の場合もあります)
(祝日・年末年始を除く)

相談時間

午前9時から正午 午後1時から午後4時まで

電話

0299-59-2111・029-897-1111 (どちらでも可)
※来所される方は、事前に電話にてご連絡くださいますようお願いいたします。

休館日の情報は電話や
ホームページでもご確認できます。

かすみがうら市消費生活センター

消費者ホットライン

「188」でも相談先の案内を行っています。(年末年始を除く)

特定商取引法が改正されました！

特定商取引法の改正が平成29年12月1日に施行されました。主な改正点をあげておきます。

- 電話勧誘販売に「過量販売」の規定が加わり、必要以上に大量の商品を購入した時は、契約してから1年間契約解除が可能になりました。例) 布団を何組も買わされた、健康食品を3年分契約した等。
- 継続的役務提供に「美容医療」が加わりました。

継続的役務提供とは、契約金額が5万円を超え、1～2か月以上の期間の契約を言います。
クーリング・オフ、中途解約の規定があります。

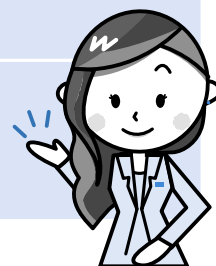
同じ脱毛でもエステティックサロンでの行為には法規制がありましたが、今回の改正で、医師が行う美容医療行為もクーリング・オフや中途解約が可能になりました。

- エステティック：人の皮膚を美化し、体型を整え、体重を減するための施術をすること。
例) 美顔、脱毛、体型補正、痩身のための施術等
- 美容医療：医師による医療行為で、「美容の向上を目的として行われる医療サービス」を指します。
例) シミ、そばかす、しわ、脱毛、脂肪吸引、豊胸手術、二重瞼手術、包茎手術、審美歯科等

美容医療は若い方だけでなく中高年の方の利用も多く、トラブルも多数報告されています。

美容医療を受ける前に確認しましょう

情報収集する。効果・料金、リスクについて。	メリットのみを強調するH・Pは鵜呑みにしない。
医師から十分に説明を受けること。	渡された契約書面には必ず目を通す。 十分な説明を受け、納得した上で施術を受ける。 費用の詳細な説明を受ける。
問題のある勧誘をするクリニックは避ける。	断っているのに即日施術を勧める。 保険適用になるのに、自由診療を勧める。 年収等、虚偽の申告をさせるクリニック。



不安を感じたり、困ったときは消費生活センターにご相談ください。

11月3日(金)かすみがうら祭りにおいて アンケート調査を実施いたしました。

10歳代～80歳代の来場者111名に、振り込め詐欺や消費生活センターに関する問に回答を頂きました。

■アンケート集計結果について

- オレオレ詐欺・架空請求詐欺・還付金詐欺についてはほとんどの方が知っていました。また被害にあうことなく過ごされている方が多かったのですが、なかには高額な振り込みをしてしまったという回答もありました。
- 「消費生活センターの役割を知らない」という方はいなかったのですが、「消費生活センターに相談・情報提供した」という方は2割以下でした。これを機に、消費生活センターの認知度を高め、消費者被害防止や消費者被害回復に貢献できるよう、一層の努力してまいります。
- 今回のアンケート調査は、市内で消費者被害防止のための啓発活動や勉強会等の活動をしている「かすみがうら市消費者友の会」の会員と「つくば国際大学東風高校生」ボランティアのご協力を頂き実施いたしました。ご協力ありがとうございました。
- 消費者被害については、高齢化社会の中で、一人暮らしのお年寄りの方が悪質業者の餌食になってしまうことのないよう、身近に起こった出来事を気軽に話したり、聞くことが出来る地域ぐるみの見守り体制が必要になってきております。ちょっとした気配り、目配りで消費者被害を未然に防ぐことができます。地域全体の見守りを心がけ、消費者被害をなくして行きましょう。